

紀の川市職員倫理規則のあらまし

仕事を行う上で市民の疑惑や不信を招くことがないように、紀の川市職員倫理規則で定められたルールを守りましょう。

利害関係者とは

利害関係者とは、職員が職務として携わる事務の対象となる事業者等で、次のいずれかに該当する者です。

- 1 許認可等を受けている事業者等、許認可等の申請をしている事業者等又は個人、許認可等の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- 2 補助金等の交付の対象となる事業者等又は個人、交付の申請をしている事業者等又は個人、交付の申請をしようとしていることが明らかな事業者等又は個人
- 3 立入検査、監査又は監察を受ける事業者等又は個人
原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。
- 4 不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は個人
例えば、指名停止処分などが行われる場合の相手方です。
- 5 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人
- 6 契約を締結している事業者等、契約の申込みをしている事業者等、契約の申込みをしようとしていることが明らかな事業者等

※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合）のことをいいます。

※職員の異動後3年間は異動前の職に係る利害関係者を引き続き利害関係者とみなします。

※他の職員に対し影響力を行使し得る職員については、当該他の職員の利害関係者もその職員の利害関係者とみなします。

利害関係者との間のルール

市職員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与（せん別、祝儀、香典やこれらに類するものを含みます。）を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることが出来ます。

- 1 広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品
例：社名入りカレンダー、創立〇周年記念事業で配布される書籍など
- 2 結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典

市職員は、利害関係者から金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

- 1 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること。
- 2 職務として利害関係者を訪問した際に、物品（文房具など）を借りること。

市職員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、職務で利害関係者を訪問した際、バス等の利用困難な場合など合理的な理由がある場合に限り、利害関係者から提供される社用車を利用することは出来ます。

市職員は、利害関係者から供応接待を受けることはできません。

接待に限らず、どんなもてなしでも利害関係者に費用を負担させて行うことはできません（ゴルフ、観劇によるもてなしなど）。ただし、以下のような場合には、市職員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることが出来ます。

- 1 多数の者が出席する式典、総会その他の催物（これに引き続き行われる飲食を伴うパーティーその他の会合を含みます。以下同じ。）における飲食
例：業界の賀詞交換会、会社の創立〇周年記念パーティーに参加して飲食するような場合
- 2 職務として出席した会議での簡素な飲食

市職員は、利害関係者と共に飲食、遊技、ゴルフや旅行をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

1 飲食

自己の費用を負担して飲食する場合（夜間の飲食については、市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めたときのみ）

2 ゴルフ

会員となっているゴルフクラブの月例コンペや地域のゴルフコンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合

3 旅行

① 公務のための旅行

② 旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合